

SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 戸籍のない子

婚姻届を出さないカップルの間に生まれた子は「嫡出でない子」（婚姻外の子）として区別されます。出生届に「嫡出でない子」と記載するのを拒否したため出生届が受け付けられず、無戸籍⇒住民票不交付となった子の両親（事実婚の夫婦）が役所を訴え、地裁が役所に住民票交付を命じたものの高裁で逆転敗訴したのは2007年11月のことでした。（2009年4月、最高裁でも敗訴）

この夫婦は、婚姻届を出すか出さないかで子どもが区別されることに納得できなかつたのです。夫婦として暮らし、子どもを設け、届を出さなくても生活になんら影響が無いのに市民としての権利が認められないことへの抗議でした。

婚姻外の子は認知されない限り父との法的親子関係を持つことはありません。父母が実生活の上で夫婦として暮らしていても、生まれた子に父との法律上の親子関係を発生させるためには父の認知が必要です。父に認知されていない子は戸籍の「父」の欄が空白になり、法律上父はいないという状態になります。

① 認知の意味



父が認知をするとその効力は出生の時にさかのぼり、父と子の間で法的親子関係＝相続権や扶養義務が発生します。扶養義務は親権とは無関係なので、父の認知により子は父に扶養請求をすることができます。

婚姻外の子は母が親権者となり母の姓を名乗りますが、父が認知したあとでは父を親権者にしたり父の姓に変更したりできます。

父の認知により、母は離婚のときと同じく家庭裁判所に養育費支払いの調停を申し立てることもできます。

認知のいろいろ



<認知の種類>

☺任意認知：父が自発的に、生まれた子が自分の子であることを認め役所に「認知届」を出します。

☹強制認知：父が自ら役所に認知の届出をしないとき、子又は母は家庭裁判所に訴えて「強制的に」認知をさせることができます。

父の意思に反して父子関係を認めさせることから、父子の自然な愛情が芽生えることは期待できません。

☺胎児認知：生まれてくる子どもは自分の子どもであると、生まれる前に父が認めるものです。母の承諾を得て母の本籍地の役所に認知届を出します。

胎児認知の届出をしても戸籍に記載されるのは出生届が出てからです（必要に応じ、胎児認知届受理証明書の発行を請求できます）。この届出をしていると、母が出生届を出すとき「父」の欄に認知した人の名を書くことができます。

<認知はできない？>

結婚している間におなかにできた子は夫の子と「推定」されますが、夫＝父は「自分の子ではない」と訴えることができます。訴える権利があるのは父だけですが、父が真実を明らかにすることに同意しているときには、家庭裁判所は子からの訴えを認める場合があります。どちらにも不都合がないからです。「夫の子ではない」と認められない限り第三者＝実の父は認知できません。



結婚する前におなかに子どもができたとき、交際していた男女がお互いを信じあえる関係であれば男性は自分が父であることを認めるはずです。

ふたりが結婚したあとに子どもが生まれて出生届を出すと、それは認知と同じ効力があり、夫婦の子として受け付けられることは28号でもお伝えしたとおりです。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com